

第 6639 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 3月 12日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 贈与税の申告

Q : 暦年贈与の申告が必要になる人はどんな人ですか？

A : 基礎控除を超える財産を貰った人は申告が必要です。

【解説】

贈与には、暦年課税贈与と相続時精算課税贈与があります。

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額が基礎控除額(110万円)を超える人で暦年課税贈与を適用する人は、その財産の贈与を受けた人は、次のケースに応じて贈与税の申告をしなければなりません。

①適用税率

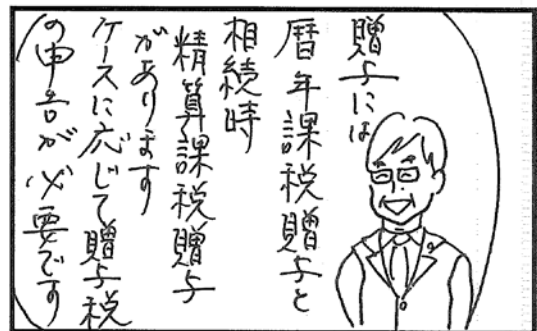
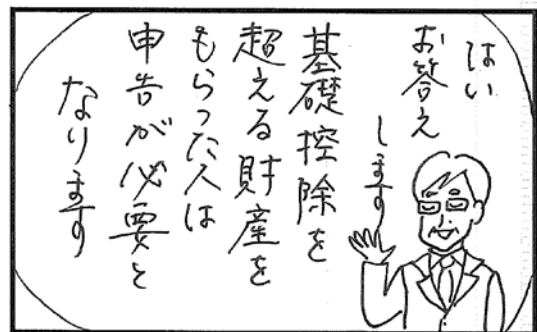
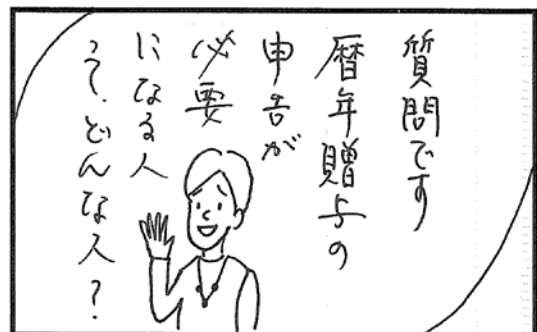
暦年課税贈与は、1年間に贈与を受けた財産の価額から基礎控除額を控除した残額につき、贈与者と受贈者との続柄及び受贈者の年齢に応じて「一般税率」又は「特例税率」のいずれかを適用して贈与税額を計算します。

②一般税率

直系尊属(父母や祖父母など)以外の贈与者から財産の贈与を受けた場合や受贈者が贈与の年の1月1日において20歳未満である場合は、「一般税率」を適用して贈与税額を計算します。

③特例税率

直系尊属である贈与者から財産の贈与を受け、かつ、受贈者が贈与の年の1月1日において20歳以上である場合は、「特例税率」を適用して贈与税額を計算します。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】